

男鹿総合観光案内所(露店スペース/ホール等)利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男鹿総合観光案内所(以下案内所という)に於ける露店スペース・ホール・展示休憩室の出店及び貸し出しについて利用規定を定め、公平且つ健全な施設利用を図ることを目的とし以下の通り定める。

(利用資格)

第2条 市内及び周辺町村の事業所又は営業所を有する商業者、組合、団体、個人とする。

(優先順位として男鹿市内の利用者を最優先とする)

(利用料)

第3条 利用料金の額は、別表の通りとする。

(但し、最低貸し出し面積を3㎡とする。)

- (1)1日あたりとは、男鹿総合観光案内所営業時間(通常9:00～18:00)をいう。
- (2)10円に満たない端数が生じたときには、切り捨てる。
- (3)利用料金には、消費税を含むものとする。

(利用の届出・申し込み方法)

第4条 案内所を利用又は、出店しようとする者(以下「利用者」という。)は、観光案内所の管理者((社)男鹿市観光協会)宛に事前に利用申込書を提出しなければならない。

(FAXでお申し込みの場合は、当日必ず署名捺印した申込書をご持参下さい。)

- (2) 前項の利用申込書は、利用の前日までに所定の申し込み用紙に必要事項を記入の上申込書を提出しなければならない。
- (3) 当日の申込みは原則として受付しないものとする。
- (4) 申し込み受付は毎月1日以降に翌月1ヵ月分の利用申し込みを受付する。

住所/秋田県男鹿市船川港新浜町1-1 男鹿観光案内所 0185-24-4700又は、

住所/秋田県男鹿市船越字一向207番地219 男鹿総合観光案内所

0185-35-5300 まで、送付又はFAXにてお申し込み願います。

(利用料の支払い)

第5条 利用者は、利用許可書に記載された利用料金を利用当日までに現金で支払わなければならない。

(利用の制限)

第6条 申し込み後、出店場所や申請スペース・販売品目が重複する場合は、当会で調整するものとする。

露店販売については、お祭り屋台的なものやそれに準じる行為については、内容を精査し利用を制限するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な営業に努めるものとする。

- (1) 来場者及び業者間でトラブルや紛争を起こさないこと。
- (2) 来場者に不安感を与えるような服装、言動をとらないこと。
- (3) 申込品目以外の販売又は営業を取り扱わないこと。
- (4) 営業時間を遵守し、営業終了後は出店場所の清掃及び原状回復を確実に行うとともに、廃液を排水溝等へ流さず、悪臭の発生防止に努めること。
- (5) 出店時間並びに搬入搬出時には、周囲の安全を確保すること。
- (6) その他、関係法令を遵守し事務局の指示に従うこと。

(利用の取消し)

第8条 主催者は、利用申込書の内容を審査し、利用者又は利用責任者が次に掲げる事項に該当するときは、出店を拒否できるものとする。

- (1) 指定暴力団の構成員又は、それと判断したとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力又は反社会的行為を行う恐れがあると認めるとき。
- (3) 前条に定める遵守事項に違反したとき、又は過去において違反があったと認めるとき。
- (4) 利用者が利用料金を滞納又は支払わないとき。
- (5) その他、当会の判断により適当でないと認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利用に関する細則は別添え(利用の際の条件とルール)で別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。